

(参考様式 6)

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
新田地区活性化計画 改善計画書

令和 4 年 9 月 20 日作成

都道府県名	計画主体名	地区名	計画期間	実施期間
宮城県	登米市	新田地区	平成 24 年度 ～平成 28 年 度	平成 24 年度 ～平成 26 年度
事業メニュー名	事業内容及び事業量		事業実施主体	
都市農山漁村総合交流促進施設	都市農山漁村総合交流促進施設整備 場内整備工事一式 A=9,989 m ² 体験交流施設、165 m ² ×1 棟 地域特産品、地域文化財の展示、農 産物加工体験 247 m ²		農業生産法人(有)伊豆沼 農産	
受入機能強化施設	地域連携販売力強化（販売促進：販 売）施設 1 棟 566 m ² 地域連携販売力強化（処理加工）施 設、機械・設備 1 棟 72 m ² 地域連携販売力強化（販売促進：食 材提供用）施設 1 棟 363 m ² 機械設備等一式		農業生産法人(有)伊豆沼 農産 登米市	

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率 (%) B / A	備 考
交流人口の増加	72.36%	13.22%	18.3%	交流人口の増加
地域産物の販売額の増加	45.27%	▲20.00%	▲44.2%	地域産物の販売額 の増加

2 効果の発現状況及び目標が達成されなかった要因

東日本大震災とコロナウィルス蔓延による観光客の入込客数が減少と緊急事態宣言等での外出規制が計画目標を達成できなかった一番の要因と考えられる。
宮城県観光統計概要（速報値）では、宮城県への観光客入込客数が R1 年を 100% とすると R2 年 58%。R3 年で微増しているが R1 年比較では 66.2%と緊急事態宣言下での外出規制等も影響が大きい。登米市においては、R1 年を 100% とすると R2 年 71%。R3 年は NHK 朝の連続ドラマの影響もあり微増しているが R1 年比較では 79%と厳しい状況にある。

- ※ 効果の発現状況については、目標の達成に直接関係するものだけでなく、事業実施によって生じた地域の変化（取組への参加や話合いの回数）等についても記載すること。
- ※ 要因分析に当たっては、事業実施に係る要因と事業を取り巻く環境要因に分けて記載す

ること。環境要因については、社会経済動向、関連する施策の状況、実施地区を含む地域全体の動向等の考えられる要因を具体的に記載するとともに、事業実施地区における過去の指標の推移によるトレンドの把握や事業実施地区を含む地域全体や近隣地区における指標の推移との比較等により、事業実施による効果及び目標が達成されなかった要因を適切に分析すること。

3 目標達成に向けた方策

目標達成予定年度	令和8年度
事業の推進体制	登米市、(有)伊豆沼農産、観光関係者と連携
具体的取組方策	<p>交流人口の増加の目標達成に向け、(有)伊豆沼農産が中心となり積極的に取組む。情報発信については、オンラインを活用した体験プログラムを全国規模で実践中。コロナウィルス終息後に現地を訪れたいような仕掛けを強化していく。</p> <p>また都市部の大手企業との CSR 関連の企画を今年からスタート、現在オンラインメインで現地でのプログラムの開催は少ないが、コロナウィルス終息後は弊社施設を中心に交流プログラムを実施予定。このような取り組みを増やし交流人口の拡大につなげていく。</p> <p>地域農産物の販売に関しては、オンラインを活用した通販等が拡大傾向にあり引き続き強化していくが、コロナウィルス終息後の交流人口増加に向けて事前に情報発信と商品開発、受入準備を進めていく。</p>

4 改善計画に対する第三者の意見

<p>(コメント) 東北大学大学院農学研究科 教授 伊藤房雄</p> <p>はじめに、先の達成状況に係る第三者の意見でも言及したように、事業を取り巻く社会経済条件が予測し得ない事象の発生によってきわめて大きく変化している下で、従前と変わらぬ目標値を設定し続けることは合理的とは思われない。この点は本事業の制度の根幹に係る問題なのでこれ以上の言及は控えるが、制度を運用していく上で根本的な改善が必要と思われる。</p> <p>さて、COVID-19 感染症の拡大から 2 年余りが経過し、政府の対応にも今夏から行動制限を課さない、入国者数制限を緩和、撤廃する等々の変化が見られ、今後はウィズコロナ下での事業展開を考えていくことが肝要である。</p> <p>具体的には、この 2 年余りの間にブラッシュアップしてきたオンライン・ビジネス（物販）を一層強化していくことはもちろんのこと、本事業開始当初に想定していた訪日外国人（インバウンド）の本格的な受入に注力していくことも大切である。特に、数度の来日を経験している台湾や香港などの来訪者の東北観光需要は根強いことから、彼らの「コト」消費に対応した観光ニーズに合わせた商品開発を再点検することが必要と思われる。その際には、近隣地域で同様の取組を展開しようとする事業者と</p>
--

の連携も併せて考えていただきたい。

- ※ 第三者とは「当事者以外の者」「その事柄に直接関係していない人」であり、計画主体、事業実施主体、管理主体のいずれの組織にも属さない者で事業地区を熟知している者。公務員は対象外とし、事業評価委員会等の組織を有する場合は積極的に活用すること。